

改正

平成30年3月30日告示第22号
令和2年3月27日告示第26号
令和3年3月31日告示第65号
令和5年3月29日告示第53号
令和7年3月26日告示第55号

新温泉町起業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、起業の促進により産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、町内で起業する者に対し、予算の範囲内で新温泉町起業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務所 事業の用に供するために必要な土地、建物及びその付属設備をいう。
- (2) 設備 事業の用に供するために直接必要な機械、装置、機器又は器具をいう。
- (3) 起業 次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始する場合
 - イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始する場合
 - ウ 事業を営んでいる事業者が現在経営している業種と異なる業種の事業を開始する場合
 - エ 町外に事業所を有し事業を営んでいる事業者が新たに町内に事業所を設置して事業を開始する場合
- (4) 転入者 町内に転入した日前1年以上、連続して町外に住所を有していた者で町内に転入した日以後3年未満のもの又は新温泉町地域おこし協力隊設置要綱（平成26年新温泉町告示第55号）に基づき任用された地域おこし協力隊の隊員で任期中のもの及び任期満了後1年未満のものをいう。
- (5) 空き店舗 町内に所在し、空き店舗としておおむね3か月以上経過した物件をいう。
- (6) 空き家バンク 新温泉町空き家バンク実施要綱（平成28年新温泉町告示第39号）に規定する空き家バンクをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、町内で起業する者で次のいずれにも該当するもの（次条に規定する補助対象年度又は当該年度の翌年度に起業する者に限る。）とする。

- (1) 町内に事務所又は店舗を設置し、又は設置しようとする者
- (2) 代表者が町内に住所を有する者又は第10条に規定する完了届提出の日の前日までに代表者が町内に住所を有する者
- (3) 新温泉町起業支援アドバイザー、新温泉町商工会等の指導を受けた事業計画を持ち、継続発展する見込みのある事業を起業する者
- (4) 新温泉町商工会に加入する者（別表に規定する家賃補助を受ける者の場合）
- (5) この要綱による補助金の交付を受け、事業を開始した日から5年以上町内に定住し、事業を継続する意思のある者

(6) 町税を滞納していない者

(補助金の種類、補助対象経費及び補助金の額等)

第4条 補助金の種類、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額等は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助対象経費は、本補助金の交付決定を受けた日の属する年度（以下「補助対象年度」という。）内に支払った経費とする。

3 補助対象経費のうち、他の制度により国、地方公共団体、民間助成団体等から補助金、助成金等の交付を受ける経費がある場合にあっては、当該他の制度で対象となる経費は、この事業の補助対象経費としない。

4 補助金の額の算定に当たり、事業の実施に係る消費税及び地方消費税については、これを補助の対象としない。

(補助申請及び交付決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、新温泉町起業支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の書類を添付して、補助対象事業着手前に町長に提出しなければならない。

(1) 新温泉町起業支援アドバイザー、新温泉町商工会等の指導を受けた事業計画書

(2) 補助対象経費一覧表、見積書等の根拠資料（別表に規定する起業支援補助の場合）

(3) 事務所等の賃貸借契約書の写し（別表に規定する家賃補助の場合）

(4) 住民票除票又は戸籍附票の写し（本町の地域おこし協力隊の隊員であった者を除く転入者の場合。1年以上、連続して町外に住所を有していたことが確認できるもの）

(5) その他町長が必要と認める資料

2 別表に規定する起業支援補助及び家賃補助のいずれの補助金も交付申請をする者は、前条各号に規定する書類で重複するものは、添付を省略することができる。

3 町長は、申請書の提出があったときはその内容を審査し、補助することが適当と認めたときは、新温泉町起業支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により補助の申請をした者に通知するものとする。

(年度を超える補助金の交付申請)

第6条 前条第3項の規定による決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）のうち、別表に規定する家賃補助の交付決定を受けている者が年度を超えて引き続き補助金の交付を受けようとするときは、継続して補助金の交付を受けようとする年度の4月末日までに申請書に必要な書類（初回の交付申請時に提出済みの書類を除く。）を添付して町長に提出しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(申請事項の変更及び承認)

第8条 補助事業者は、その申請について事業内容の変更又は当該事業の中止が生じた場合は、新温泉町起業支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）に変更内容の分かる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請内容を審査した結果、補助金額の変更を決定したときは、新温泉町起業支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、その旨を補助事業者に通ずるものとする。

(調査)

第9条 町長は、必要があるときは、補助事業者の説明を求め、担当職員に調査を行わせることができる。

(完了報告)

第10条 補助事業者は、補助対象年度における補助対象事業が完了したときは、速やかに新温泉町起業支援事業完了届（様式第5号。以下「完了届」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払が確認できる書類
- (2) 補助対象経費の成果を証する書類、写真等
- (3) 開業届又は履歴事項全部証明書等起業したことが確認できる書類（起業の日が補助対象年度の翌年度になる場合は、起業後1か月以内に提出）
- (4) 新温泉町商工会に加入していることが分かる書類の写し（別表に規定する家賃補助の補助事業者の場合）
- (5) その他町長が必要と認める資料

2 別表に規定する家賃補助の補助事業者が2回目以降の完了届を提出する際は、前項各号に掲げる書類のうち、初回の完了届提出時に提出済みの書類の添付を省略することができる。

(補助金の交付)

第11条 町長は前条に規定する完了届の審査等を行った後に、補助金を交付するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとする場合は新温泉町起業支援事業補助金請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。
- 3 別表に規定する家賃補助の補助事業者は、補助を受けようとする年度の9月末までに完了した補助対象事業について、交付決定額の一部を概算払により請求することができる。
- 4 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする場合は新温泉町起業支援事業補助金概算払請求書（様式第7号）に補助対象経費の支払が確認できる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助回数制限)

第12条 補助金の交付は、同一人に対し1回を限度とする。

(決定の取消し)

第13条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 事業を開始した日から起算して5年未満で継続的な使用を休止し、若しくは廃止し、又は補助金の交付の対象となった事業以外の用途に供したとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 補助事業者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、町長の定める期限内に、当該補助金を返還しなければならない。

(財産処分制限)

第15条 補助事業者は、当該補助金で取得し、又は効用の増加した財産で次の各号に掲げるものを補助目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、当該財産の法定耐用年数に相当する期間を経過したとき、その他町長が特に認めたときは、こ

の限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 所得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める財産
(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示に基づきなされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成30年3月30日告示第22号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日告示第26号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第65号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月29日告示第53号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則 (令和7年3月26日告示第55号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

別表 (第4条関係)

種類	補助対象経費	補助金の額	補助限度額	補助対象期間
起業支援 補助	(1) 事務所又は店舗の開設 (改修、新築又は購入)に係る経費 (2) 設備等の購入費 (3) 起業に伴う広告宣伝費 (補助対象経費の合計額が 50万円以上になるものに限 る。)	補助対象経費 の2分の1に 相当する額 (1,000未満の 端数切捨て)	50万円 (代表者が転 入者に該当す る場合は100万 円)	
家賃補助	空き店舗又は空き家バンク に登録している空き家を活用 して開設した事務所又は		1月当たり3 万円	事業開始月から24か月

	店舗の月額賃借料 (駐車場代を含む。敷金、 礼金、仲介手数料等賃貸借 契約に関する諸費用を除 く。貸主が補助対象者の3 親等以内の親族、補助対象 者と生計同一又は補助対象 者が経営する企業の役員の 場合を除く。)			
--	---	--	--	--